

下半期 予算執行状況

令和5年度の予算執行状況(令和6年3月末現在)をお知らせします。

一般会計予算額は、補正予算を加えて113億9,971万円。歳出の執行率は91.8%です。一般会計の科目ごとの執行状況と、特別会計・企業会計の執行状況は下の表とグラフのとおりとなっています。

☎ 政策企画課財政係(2階②番窓口) ☎ 0224-53-2112

① 一般会計の状況(歳入・歳出)

歳入		
区分	予算額	収入済額
町税	30億9,856万円	29億5,517万円
寄附金	24億5,350万円	24億4,277万円
地方交付税	20億5,309万円	21億3,067万円
国庫支出金	14億8,403万円	14億6,629万円
県支出金	6億1,813万円	5億6,691万円
地方消費税交付金	5億8,304万円	5億9,088万円
繰入金	1億9,630万円	1億9,630万円
分担金及び負担金	1億5,016万円	1億4,874万円
使用料及び手数料	1億1,078万円	1億 867万円
町債	7,180万円	1,260万円
その他	5億8,034万円	5億6,805万円
歳入合計	113億9,971万円	111億8,706万円



歳出		
区分	予算額	支出済額
民生費	34億6,213万円	32億8,901万円
総務費	26億2,421万円	22億5,075万円
衛生費	13億2,883万円	12億6,541万円
土木費	12億4,207万円	11億 962万円
教育費	11億1,720万円	10億2,371万円
公債費	6億3,594万円	6億3,096万円
商工費	3億6,495万円	3億3,584万円
消防費	3億2,203万円	3億 633万円
農林水産業費	1億6,796万円	1億3,037万円
議会費	1億1,076万円	1億 756万円
その他	2,365万円	1,571万円
歳出合計	113億9,971万円	104億6,528万円



② 特別会計・企業会計の状況(歳出)

■ 特別会計

区分	予算額	支出済額	執行率
後期高齢者医療	3億2,734万円	3億 989万円	94.7%
国民健康保険	21億9,926万円	20億4,809万円	93.1%
介護保険	15億 547万円	13億6,196万円	90.5%
仙南夜間初期急患センター事業	4,627万円	4,061万円	87.8%
地方卸売市場事業	203万円	135万円	66.5%

■ 企業会計

区分	予算額	支出済額	執行率	
水道事業	収益的支出	5億 9,092万円	5億 2,503万円	88.8%
	資本的支出	3億 5,583万円	3億 3,726万円	94.8%
公共下水道事業	収益的支出	6億 3,836万円	5億 8,438万円	91.5%
	資本的支出	10億 7,276万円	10億 4,445万円	97.4%

水道週間(6月1日~7日)
たいせつに
みずはみんなの
たからもの



今年も6月1日から7日まで水道週間が実施されます。日ごろの生活のなかで無くてはならない水道水ですが、使うまでは多くの人々のさまざまな手間がかけられて供給されています。ぜひこの機会に水道の大切さと大河原町の水道について考えてみませんか。

ご家庭に安全・安心な水道水
をお届けするために

水道水の安全性を守るため、大河原町では毎月町内4か所で水質検査を行っています。
水質に関する基準は、水道法に定められた飲料水としての水質基準に適合しなければならず、各ご家庭の蛇口から出る水を厳しく検査しています。

【表①】大河原町給水装置指定店(町内業者のみ)

※市外局番 0224

事業所名	電話番号
いこい住設(株)	52-2161
(株)さくら設備	53-2510
(有)高木設備工業	53-2868
瀬古設備	53-4679
丸和サテック(株)	53-3511
(株)耕建設	52-2172
(有)イーエムエック	52-8730
(株)タカヤ	52-3320
ランドマーク不動産(株)	52-0466
佐々木設備	86-4380

水道設備の維持管理

また、災害が起きても、私たちの生活を支える大切な水を止めないよう配水施設や水道管を地震に強いものに造り替えるなど、町の道路などに埋設されている古い水道管を毎年計画的に交換し、災害に強い水道づくりを目指しています。

私有地内の水道関係の設備は地下に埋まっている管も蛇口もお客様の所有物となります。
安全な水道を使う上でご自宅の水道設備の維持管理は欠かせませんので、ご理解ご協力をお願いいたします。

☆漏水した場合

漏水を発見したときは町に登録のある水道業者【表①】に修理をご依頼ください(費用はお客様負担となります。登録のない業者は修理ができませんのでご留意願います)。
※漏水箇所や状況によっては水道料金及び下水道使用料の減免を受けることができない場合があります。

水抜栓を操作するときの注意点

ご家庭においての凍結防止や漏水時の一時止めなどのために水抜栓があります。



水 抜 栓

① 水抜栓の役割

メーターボックス内に水道メーターと一緒に設置されているハンドル状のものが「水抜栓」です。これを利用して蛇口までの間の水道管の水を抜くことで、冬季の外気温低下による宅内水道管の凍結を防ぐ役割があります。また、蛇口のパッキン交換や漏水工事の際の一時止めにも使用されます。

② 操作方法

水抜栓を操作する場合には、「あける(左)」、「しめる(右)」のどちらとも、**ハンドルが完全に止まるまで**回してください。回している途中はハンドル部分より水が流れるしくみになっていきます(水抜きのため)が、ハンドルを完全に止まるまで回すことにより、その水も止まるようになっていきます。操作の際はハンドルから水が流れていないか十分にご確認ください。操作が不完

水道事業の運営

全だと水漏れの状態が続くことになり、水道料に影響が出る場合がありますのでご注意ください。

水道事業は、皆様から納入していただく水道料金で運営される独立採算が原則の事業です。そのため、料金の未納があると水道事業運営に重大な支障をきたすこととなります。

多くの人が利用できるよう、また、納入者との公平性を保つためにも、「3ヶ月分未納者」を対象に給水の停止を実施し、初期段階の未納状況で納入を促しています。水道の安定した供給の維持のため、ご理解をお願いいたします。

水道に関する問合せ先
上下水道課(1階①番窓口)
☎ 0224-53-2116

- 水道業務係
 - ・水道料金に関すること
 - ・給水装置に関すること
- 水道施設係
 - ・本管工事に関すること